別紙

|  |
| --- |
| ○消防用設備等・・・消火器・屋内消火栓設備・スプリンクラー設備・自動火災報知設備・漏電火災警報器・非常警報設備・避難器具・誘導灯・誘導標識・結送水管・非常コンセント設備・その他（　　　　　　　　　　） |
| ○消防用設備等点検結果報告書・・・・・・・・（平成　　　年　　　月　　　日　報告） |

【記載方法】

１　設置している消防用設備等に○をつけること。

２　消防用設備等点検結果報告書の直近の報告年月日も記載すること。

※　消防用設備等の点検結果については、特定用途防火対象物（飲食店、ホテル、病院等）は１年に１回、非特定用途防火対象物（共同住宅、事務所等）は３年に１回、消防署長に報告することが、消防法令で義務付けられています。

　　また、消防用設備等の点検結果を報告せず、又は虚偽の報告をした場合には３０万円以下の罰金又は拘留に科せられることがあります。